

○こうち人づくり広域連合政策研究成果利用支援事業費補助金交付要綱

平成25年4月1日制定

改正 平成31年3月4日

(趣旨)

第1条 この要綱は、こうち人づくり広域連合補助金交付規則第19条の規定に基づき、こうち人づくり広域連合政策研究成果利用支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助の目的及び補助の対象)

第2条 こうち人づくり広域連合長（以下「広域連合長」という。）は、構成市町村の地域政策活動を支援するとともにこうち人づくり広域連合が実施する政策研究共同研修事業の推進を図るため、構成市町村が、政策研究共同研修（旧政策研究共同事業及び調査研究事業含む）の成果を利用して実施する事業に要する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象経費及び補助額)

第3条 前条に規定する補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）における補助対象経費は、事業実施に要する直接経費（報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費）とし、補助額は、1市町村当たり20万円を上限とする。ただし、補助額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

2 1市町村が、同一の政策研究共同研修（旧政策研究共同事業及び調査研究事業含む）の成果を利用した事業を複数年度において実施するときは、そのうちのいずれかの年度のみを補助の対象とする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付の申請は、別記第1号様式による補助金交付申請書を別に定める期日までに広域連合長に提出して行うものとする。

2 広域連合長は、前項の補助金交付申請書に記載すべき事項に必要があると認める事項を追加し、又はその一部を省略させることができる。

(補助金の交付決定通知)

第5条 補助金の交付の決定の通知は、別記第2号様式による補助金交付決定通知書により行うものとする。

(変更等の申請)

第6条 構成市町村の長は、補助事業の内容又は補助事業に要する経費を変更しようとするときは、あらかじめ別記第3号様式による補助金交付変更申請書を広域連合長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更の場合を除く。

- (1) 補助額の20パーセント以内の減額又は2万円以下の減額
- (2) 節別区分ごとの補助事業に要する予算額及び補助対象経費の増減
- (3) 事業計画の細部の変更である場合

2 広域連合長が必要であると認めるときは、前項の規定に関わらず、構成市町村の長に補助金交付変更申請書の提出を求めることができる。

(補助金の交付決定の変更及び通知)

第7条 広域連合長は、前条の規定による補助金交付変更申請書の提出があったときは、これを審査し、適正と認めたときは、補助金の交付決定の変更を行い、当該構成市町村の長に通知するものとする。

(補助事業の中止等)

第8条 構成市町村の長は、補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ別記第4号様式による中止(廃止)申請書を広域連合長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告書の提出期限)

第9条 実績報告は、補助事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、別記第5号様式による実績報告書により行うものとする。

(補助金額確定通知)

第10条 補助金の額の確定の通知は、所定の補助金額確定通知書により行うものとする。ただし、確定した補助金の額が、第5条の規定により通知した補助金交付決定額(第7条の規定による補助金の交付決定の変更をした場合は、その変更した額)と同額である場合は、通知を省略することができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は広域連合長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別記

第2号様式（第5条関係）

こうち人づくり広域連合指令 人広第 号

年度こうち人づくり広域連合政策研究
成果利用支援事業費補助金交付決定通知書

市 町 村 長 様

年 月 日付け 第 号で申請のありました 年度こうち人づくり広域連合
政策研究成果利用支援事業費補助金については、下記のとおり補助金を交付することに決定
しましたので、通知します。

記

交付決定額	金	円
-------	---	---

年 月 日

こうち人づくり広域連合長

別記

第3号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

こうち人づくり広域連合長 様

市 町 村 長 印

年度こうち人づくり広域連合政策研究
成果利用支援事業費補助金交付変更申請書

年 月 日付けこうち人づくり広域連合指令 人広第 号で（変更）交付決定
がありました補助金について、下記のとおり変更したいので、こうち人づくり広域連合政策
研究成果利用支援事業費補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更の内容

2 変更の理由

3 補助金交付決定額の変更申請額

既交付決定額	変更後の交付申請額	差引き増減額
円	円	円

4 添付資料

- （1） 変更事業実施計画書（別紙3）
- （2） 変更収支予算書（別紙4）
- （3） その他関係資料（補助対象経費に係る見積書又はその積算の根拠となる資料、参考となる書類等）

別記

第4号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

こうち人づくり広域連合長 様

市 町 村 長 印

年度こうち人づくり広域連合政策研究
成果利用支援事業中止（廃止）申請書

年 月 日付けこうち人づくり広域連合指令 人広第 号で（変更）交付決定
がありました補助金について、下記のとおり中止（廃止）したいので、こうち人づくり広域
連合政策研究成果利用支援事業費補助金交付要綱第8条の規定により申請します。

記

中止又は廃止の理由

別記

第5号様式（第9条関係）

第 号
年 月 日

こうち人づくり広域連合長 様

市 町 村 長 印

年度こうち人づくり広域連合政策研究
成果利用支援事業実績報告書

標記の件について、事業を完了したので、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

1 補助金交付申請額 金 _____ 円

2 添付資料

- (1) 事業実績書（別紙5）
- (2) 収支決算書（別紙6）
- (3) その他関係資料（支出命令書の写し等実績額の確認できる書類、参考となる書類等）

